

令和8年度女性防災士育成セミナー実施業務基本仕様書

1 委託業務名

令和8年度女性防災士育成セミナー実施業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務目的

これまでの災害時の対応では、安全面や心身の健康、救援物資など、女性と男性のニーズの違いなどに配慮されていないといった課題が生じており、防災・減災、災害に強い地域社会を実現するためには、男性と女性それぞれの視点からの対応が不可欠である。

災害時に適切なリーダーシップを発揮する女性の防災リーダーの役割が期待されることから、女性防災士を育成するためのセミナーを県内4地域で開催し、地域防災における女性の参画促進を図るもの。

なお、本業務は、令和7年度に策定した「地域における防災学習アクションガイド」に基づき実施するものである。

4 業務内容

上記の目的を達成するため、以下の業務を実施すること。

(1) 実施時期及び会場

- ・令和9年1月から令和9年3月までにセミナーを計4回開催
- ・県内4地域（村山・最上・置賜・庄内）の会場で各1回開催
- ※会場で使用する必要な机、椅子、電源等の手配を行うこと。
- ※会場に無料駐車場がない場合には、駐車サービス券を配布するなどして参加者負担がないようにすること。

(2) 開催方法

- ・対面形式により実施すること。
- ・選定した講師による講演や事例紹介など、事業目的を達成するための効果的な方法とすること。
- ・参加料は無料とすること。

(3) 対象者及び内容

●対象者

山形県在住又は山形県へ通勤・通学している方で、地域防災に関心のある方

※主に女性を想定しているが、事業内容や効果に応じて性別を問わず参加可能とする。

●内容

- ・防災における男女共同参画の視点の必要性や防災士の意義などが参加者に分かりや

すく伝わる内容とすること。

- ・参加者に対して、防災士の資格を取得するきっかけとなるような内容、地域防災における女性の参画を促す内容とすること。
- ・参加者の意識を「知る」から「できる・自ら動く」へと移行させ、地域で主体的に行動できる女性防災リーダーを育成するため、家庭や地域の具体的課題の解決につながる実務的な演習（例：ロールプレイ、ワークショップ、体験・実技等）を組み込むこと。
- ・より効果的と思われる内容、若しくは同程度の効果が見込まれる内容であれば、独自の内容で提案することも可能とする。

（４）講師等の選定、連絡調整

- ・講師等については、発注者と調整のうえ選定すること。
- ・選定した講師等とのセミナー開催に向けた各種連絡調整を行うこと。

（５）参加者募集・管理

- ・参加者募集チラシを作成し、市町村等を通して自主防災組織やその他関係機関に配布するとともに、セミナーの情報を新聞やフリーペーパー等に掲載するなど、効果的な広報により参加者（各回 50 名以上）を確保すること。
- ・第 1 回終了後に、次回の募集及び事後の広報等で使用するため、セミナーの様子をまとめた動画を作成すること。
- ・発注者と調整のうえ、以下の受講者管理を行うこと。
 - ① 参加申込用のホームページ開設（発注者が指定したドメインを使用すること）
 - ② 参加者からの申込受付
 - ③ 参加者に対する各種サポート（問合せ対応、サポート、その他参加者との連絡調整など）
 - ④ 参加者名簿の作成

（６）セミナー終了後のアンケート

- ・セミナー参加者にアンケートを実施、集計し発注者へ報告すること。
- ・アンケートの内容はセミナー実施の効果が測れるものであること。

5 業務完了報告

業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書を作成し、参加者募集チラシ、セミナー配付資料、アンケート結果、実施状況（写真含む）等を添付して、令和 9 年 3 月 31 日までに県へ提出すること。

6 その他

- （１）委託業務の実施にあたり、受注者は、業務の方針及び実施手法及び作業工程等について発注者と協議しながら進めることとする。

- (2) 上記(1)に伴う費用は、受注者の負担とする。
- (3) 受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。なお、詳細については、契約書本文にて定めるものとする。
- (4) 受注者は、本業務による成果品に係る著作権、肖像権等の権利関係の許諾手続きを適切に行うこと。
- (5) 本業務の成果品及び業務遂行のために収集した情報等は著作権法(昭和45年法律第48号)の定めるところに従い受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属するものとし、受注者は、発注者の承諾なく貸与、公表、使用してはならない。なお、詳細については、契約書本文にて定めるものとする。
- (6) 本仕様書の規定により電子媒体により提出する成果品及びすべての資料等は、発注者の職員が業務において通常使用するパソコンで動作・閲覧が可能なものとする。
- (7) 委託契約締結後、契約額の範囲内で内容を変更する場合がある。
- (8) 本委託事業の一部を第三者に委託する場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に発注者に協議し承認を得なければならない。
- (9) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が必要に応じて協議して決定する。
- (10) 委託業務に係る関係書類は委託事業終了後5年間保存すること。